

## 平成 23 年度 定期監査実施計画

平成 23 年 3 月 15 日  
監 査 委 員 決 定

地方自治法第 199 条第 4 項に規定する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理に関する定期監査を下記のとおり実施する。

### 1 実施方針

平成 22 年度及び 23 年度に執行された財務事務を主に、基本的な監査として実施する。

監査の実施にあたっては、事務事業が法令や例規等に適合しているか、事業の目的の達成に向け事務執行は正確で効率的に行われているか、さらには経費に見合った効果があがっているかなどの観点を主眼に、庶務事務システムや財務会計システム等の適切な運用にも留意して実施する。

### 2 定期監査の着眼点

監査は、次の視点から実施する。

- (1) 予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 現金及び物品の出納保管は、適正に行われているか。
- (3) 土地及び建物の保管は、適切に行われているか。

### 3 定期監査の対象範囲

平成 22 年度（一部平成 23 年度）杉並区一般会計、国民健康保険事業会計、老人保健医療会計、介護保険事業会計及び後期高齢者医療事業会計にかかる事務。

なお、財産の管理状況は、監査日現在とする。

### 4 定期監査の方法

- (1) 庁内各課（行政委員会等事務局及び区議会事務局を含む。）及び庁外施設

提出された監査資料に基づく関係部課長の説明聴取、質疑応答、関係資料と諸帳簿、帳票等の照合、証拠書類の確認を行う。

- (2) 庁外施設については、施設の管理状況等の実査を行う。

### 5 定期監査の対象部局及び施設

監査の実施対象は、庁内の各課、及び庁外施設については抽出した下記の施設（65 箇所）とする。

- (1) 杉並福祉事務所（1 所）、児童青少年センター、保健センター（3 所）、杉並土木事務所、杉並清掃事務所方南支所、郷土博物館
- (2) 区民（駅前）事務所（3 所）、地域区民センター（2 所）、消費者センター、障害者通所施設（1 所）、こども発達センター、杉並清掃事業所、地域図書館（2 館）

- (3) 小学校(10校)、中学校(6校)、済美養護学校、教職員研修所(秋川荘)、保育園(8園)、子供園(1園)、保育室(2所)、児童館(8館)、区民会館(1館)、ゆうゆう館(4館)、公園管理事務所(1所)、体育施設(2所)、区外宿泊施設(1所)

## 6 定期監査の期間、場所及び実施時期

定期監査の実施期間は、平成23年6月から平成24年5月までの間とする。  
 なお、定期監査の一部については4月下旬から実施する。

部 局 名	場 所	実 施 時 期
政策経営部・会計管理室	監査委員事務局	4月下旬～6月上旬
区民生活部	監査委員事務局及び事業施設	5月下旬～6月下旬
保健福祉部	監査委員事務局及び事業施設	8月下旬～12月上旬
保育園、子供園、保育室 児童館	保育園、子供園、保育室 児童館	1月中旬～2月上旬
都市整備部	監査委員事務局及び事業施設	4月下旬～6月下旬
環境清掃部	監査委員事務局及び事業施設	5月下旬～6月下旬
教育委員会事務局	監査委員事務局及び事業施設	10月上旬～12月中旬
学校	小・中学校・済美養護学校	12月中旬～1月下旬
選挙管理委員会事務局	監査委員事務局	12月上旬
監査委員事務局	監査委員事務局	11月下旬
区議会事務局	監査委員事務局	12月上旬

## 7 定期監査の通知並びに監査の結果に関する報告及び公表

区長等関係機関に対する監査の通知は、実施日の概ね1か月前に行い、監査の結果に関する報告及び公表は、講評から一定期間の経過後に行う。

## 8 定期監査の重点事項

定期監査における指摘または注意では、契約事務手続きが適正でないもの、職員手当に誤支給があるもの、職員のサービスの記録が適切でないものなどの事例が見受けられる。

そこで、平成23年度の監査では、次の事項に重点を置き監査を行う。

- (1) 契約事務(随意契約)について
- (2) 超過勤務手当及び旅費の執行について
- (3) 収納事務について
- (4) 職員の勤怠管理について